

## タクシー広告ガイドライン

### 第1条（目的）

本ガイドラインは、アイマッチング株式会社（以下、当社という）が提供するアイビジョン・サンプリング・リーフレット・ステッカーなどのタクシーに設置して実施する広告（以下、タクシー広告という）に関し、実施を希望する事業者（以下、広告主という）における必要なルールを定めるものです。

### 第2条（基本原則）

広告は、公共の移動手段であるタクシーで実施されることに配慮し、健全かつ適正、適法に作成・実施されなければなりません。

### 第3条（広告の表現および内容）

1、 広告の表現は、以下の事項に留意して作成されなければなりません。

- (1) わかりやすい適正な言葉と文字を用いること
- (2) 錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
- (3) 不快感を与えるような表現を用いないこと

2、 広告の内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、業務形態・業務内容（サービス・販売網・施設など）とします。

### 第4条（広告の停止、中止）

当社が以下に該当すると認めた場合、当該広告主の広告を停止または中止できるものとします。

- 1、 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なもの
- 2、 虚偽の事実を内容とするもの
- 3、 事実を誇張して乗客に過大評価させるもの
- 4、 事実の有無を問わず、第三者を誹謗し、又は排斥、中傷するもの
- 5、 第三者の名誉又は信用を毀損し、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- 6、 暗号を含むと認められるもの
- 7、 食品（飲料・サプリメントを含む）の広告で、健康を損なうおそれのあるもの、その内容に虚偽や誇張を含むもの。
- 8、 通信販売、ウェブサイト利用した販売の広告で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- 9、 風紀上好ましくない商品やサービス、及び性具に関するもの
- 10、 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現・わいせつ性を連想・想起させるもの
- 11、 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

- 12、係争中の問題に関する一方的声明を内容とするもの
- 13、第三者の特許権、商標権、著作権その他の権利侵害のおそれのあるもの。なお、特許権者、商標権者、著作権者その他権利者（各権利の実施権者を含む。）及びその委託を受けた管理者から使用許諾を受ける必要のあるものについては広告主がその責任において許諾を得るものとする
- 14、ねずみ講を開設し若しくはこれへの参加を勧誘する行為、またはマルチ商法その他これに類するものを助長するもの
- 15、児童及び青少年を害するもの
- 16、皇室の写真、紋章や、その他皇室関係のものを無断で利用したもの
- 17、公序良俗に反する、もしくはその恐れがあるもの
- 18、法律・条例に違反、もしくはその恐れのあるもの
- 19、その他アイマッチング株式会社が広告として不適当であると判断したもの
- 20、広告主が許可・認可を要する業種で、許可・認可を得ていない
- 21、広告主が政治資金規正法第3条2項に定める政党以外の場合
- 22、広告主が社会問題を起こしている場合
- 23、広告主が法律の定めのない医療類似行為を行う場合
- 24、広告主が民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の場合
- 25、広告主が各種法令に違反している場合
- 26、広告主が行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない場合
- 27、広告主が当社に対して敵対的営業活動を行う場合

#### 第5条（広告主の責務）

- 1、広告主は本ガイドラインの第3条、第4条に抵触することで当社または第三者が損害を被った場合、広告主は自己の責任で問題を解決し、自己の費用で損害を賠償する責を負うものとします。また、この場合において、当社が第三者に対して損害賠償等の出捐を余儀なくされた場合、当該出捐についてはお客様に全額求償できるものとします。
- 2、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主が負うものとします。

#### 第6条（広告の実施）

##### 1、実施時間について

タクシー広告、実施するタクシー会社の定める運行時間により実施時間が決まります。広告主の都合により変更することはできませんので予めご承知おきください。

##### 2、広告内容について

当社の規定を満たした広告内容であっても、自治体や警察署の指導などにより広告実施を停止させていただく場合があります。

##### 3、定期メンテナンス

当社では月に一度の定期メンテナンスを行なっております。

#### 4、広告実施停止

下記のような事象が発生した場合、広告実施されなかった事による損害などにつきましては、一切の責任を負いかねます。

- (1) 天災や故障などによるトラブルによる停止
- (2) メンテナンス時の停止
- (3) 自治体や警察署指導による停止
- (4) 当社広告ガイドラインに則さない映像であることが発覚した場合の停止
- (5) 著作権侵害などによる停止
- (6) 乗客の要請による停止

#### 第7条（その他）

本ガイドラインに定めのない事項は、当社において定めるものとします。

#### 第8条（不可抗力）

転変地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、本ガイドラインの全部または一部が履行不能になったとき、本ガイドラインはその部分について当然効力を失います。

#### 第9条（準拠法）

本ガイドラインの解釈および運用は日本法を準拠法とし、合意内容に関する紛争は、他に別段の定めがない限り、日本国の東京地方裁判所を専属管轄裁判所とさせていただきます。

#### 第10条（協議事項）

本ガイドラインに定めのない事項または解釈について疑義が生じた事項については、その都度お客様との協議をもって処理して参ります。

アイマッチング株式会社  
2007年9月20日制定・施行  
2013年4月25日改定